

研究倫理審査が必要とされるケース

以下のケースに該当する場合は、研究倫理審査が必要だと考えられます。（理系・文系を問わず、全ての分野共通）

- ・ 人を対象とした医学系研究
- ・ 人に関する情報・試料・表現・行動を取得・使用する場合（例：アンケート、観察、SNS投稿、映像、音声、生体試料など）
- ・ 取得する情報が人間の属性・意見・行動・健康状態などに関するものである場合
- ・ 取得する情報に、個人を識別できる可能性がある場合（氏名、顔写真、音声、ID、位置情報など）
- ・ 研究で使用する情報が匿名化されておらず、個人を識別できる可能性がある場合（例：符号と個人を照合できる対応表が存在するなど）
- ・ 対象者に身体的・心理的負担、または侵襲や介入（実験・操作・治療など）がある場合
- ・ 研究の対象者が脆弱な立場に置かれやすい個人・集団（未成年、患者、障がいのある方、外国籍の方など）又は本学学生である場合
- ・ 質問紙や研究中に提示する素材（例：画像、文章、映像、音声など）に、センシティブな内容（例：性、暴力、精神状態など）が含まれている場合
- ・ 研究成果を学会発表・論文投稿・外部公開する予定があり、投稿先の規定により、倫理審査が求められる場合

倫理審査が必要か迷った際には、安易に判断せず、研究倫理審査委員会事務局まで相談してください。

【担当事務局】

地域・産学連携推進室

renkei@u-shizuoka-ken.ac.jp

054-264-5124